

鳥取県西部広域行政管理組合
一般廃棄物処理施設意見調整委員会（第4回）会議録

開催日時 令和6年2月8日（木）午後1時30分～午後4時30分まで

開催場所 米子コンベンションセンター 3階 第1会議室

出席委員等 【委員】

田村 真一、伊達 勇介、梶川 勇樹、甲田 紫乃、松田 久永

【彦名校区自治連合会】

会長以下4名

【鳥取県西部広域行政管理組合】

事務局長 三上 洋

ごみ処理施設整備課 課長 生田 公志

〃 課長補佐 大峯 正人

〃 課長補佐 加藤 公教

傍聴者数 6名（彦名校区自治連合会関係2名、一般4名）

公開・非公開 公開

次第 1 開会

2 委員長挨拶

3 議題

（1）要求書に記載されている彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について

（2）次回委員会の会議の公開・非公開について

4 その他

5 閉会

会議内容

1 開会

（事務局）

- ・委員会設置要綱第5条第3項に基づき、委員総数5名全員の出席により過半数に達していることから会議が成立している旨を報告。
- ・第3回までの議事の進捗状況と今後の議事の進行について説明。

2 委員長挨拶

（委員長）

- ・第3回の続きの議論を進めたい。
- ・委員には、論点整理に向けて専門的な立場から意見を願います。

3 議題

（委員長）

- ・本日の会議の公開・非公開について、第3回委員会において公開すると決めており、非公開情

報に該当する事項はないと考えるので、公開としたい。

(委員)

- ・異議なし。

(1) 要求書に記載されている彦名校区自治連合会の意見及びその意見に対する鳥取県西部広域行政管理組合の見解について

①事業の実行性 (補足説明)

(組合)

- ・前回(第3回)委員会において、彦名校区自治連合会から、補足説明資料(経済性の評価について)に記載されている基礎杭の施工費の算出根拠を示してもらいたいとの意見をいただいた。
- ・杭施工費の試算は、コンサルタントが設計された過去(令和元年度建設工事着手)の設計事例から、1m当たりの杭の施工費、1m²当たりの杭の施工本数を参照し、1本の杭の長さについては近傍の土質ボーリングデータを参照して支持層までの深さを想定して算出した。

(委員長)

- ・委員から質疑等あるか。(意見無し。)
- ・彦名校区自治連合会からは、疑問点などあるか。納得されたか。

(彦名校区自治連合会)

- ・特に無い。彦名のほうが多くかかるというのはわかった。納得ということで良い。

③最終候補地評価における大気に関する評価結果の妥当性 (補足説明)

(組合)

- ・前回の委員会で、委員から、「煙突排ガスの影響について、尾高・日下において、煙突から800m離れたところに煙突と同程度の標高の住宅地があるが、その方向に年間を通じてどのくらいの割合で風が吹くのか。」という意見をいただいた。
- ・大気拡散予測においては、尾高・日下で1か月間、気象調査を行い、米子特別気象測候所におけるその同じ月(令和3年度データ)の風向・風速データと比較して、1年分の尾高・日下の気象データの風向きを補正して予測データとした。
- ・当該住宅地は煙突から見ると北東から東北東の方向にあり、そこへ向かって南西、西南西の風が吹く割合は年間の約10%(約1割の頻度)となっている。

(委員長)

- ・委員から質疑等あるか。(意見無し。)
- ・彦名校区自治連合会からは、疑問点などあるか。納得されたか。

(彦名校区自治連合会)

- ・同じ月を比較して、1年分の誤差を比較したということがわかった。納得ということで良い。

④最終候補地評価における景観に関する評価結果の妥当性 (補足説明)

(組合)

- ・前回の委員会で彦名地区自治連合会から、「フォトモンタージュの撮影地点から施設までの距離が

建物の大きさと比較しておかしいと感じる。撮影地点から施設までの距離は、彦名町地内のほうが近いのに建物が小さく見える。」という意見をいただいた。

- ・本調査の目的は、調査対象地ごとに施設整備の従前と整備後において、周辺の景観に与える影響の度合い予測することにより、彦名町地内、尾高・日下地内のどちらがより影響が大きいかについて相対評価を行うこと。
- ・フォトモンタージュについては、圍繞景観における眺望点及び景観資源の影響を予測するために作成したもので、具体的には施設が眺望点から正面に見えるか否か、施設の外輪がスカイラインを超えるか否か、代表的な景観資源に影響するか否かといった点について、各眺望点の景観が施設設置の前後にどう変化するか判定しやすくするために作成したものであり、異なる候補地や異なる眺望点からの写真同士を比較するものではない。
- ・したがって、施設がどのような大きさで見えたとしても評価に影響しないと考えている。

(委員長)

- ・圍繞景観について、意見等あるか。

(彦名校区自治連合会)

- ・大山の景色は代表的で価値があると言われるが、それぞれの土地の圍繞景観は歴史や文化に関わるものであり、優劣を付けるのはナンセンスだと思う。

(組合)

- ・他の項目は数値的に説明できるが、景観については数値化が難しく、説明に苦慮するところがある。景色を見てどう感じるかはさまざま印象があるのでその考え自体を否定するものではないが、用地選定委員会の審議の過程で、地域の代表的景観である大山に影響するという事で委員さんが優位性を判断されたということ。

(委員)

- ・圍繞景観について、地域の代表的な景観という表現がされているが、調査に当たり、地域の方にヒアリングを行ったか。

(組合)

- ・ヒアリングを行っていない。

(委員)

- ・地域の代表的な景観とは根拠があるのかそれとも主観か。

(組合)

- ・委員それぞれの主観である。

(彦名校区自治連合会)

- ・圍繞景観について、明確な差がないのに優位性を付けたことに納得できない。

(委員長)

- ・フォトモンタージュについて、意見等あるか。

(彦名校区自治連合会)

- ・このフォトモンタージュは撮影距離が考慮されていないとのことだが、選定委員会に提出され議論されたものか。

(組合)

- ・ご覧いただいている資料に掲載している写真は、用地選定委員会で使用したものである。

(彦名校区自治連合会)

- ・現地に用地選定委員会の委員が行く機会は限られており、資料写真をもとに議論、審議されるうえで建物の大きさは大きな要素であり、納得できない。

(組合)

- ・各眺望点から見た建物の大きさを比較するために作成したものではない。

(委員)

- ・想定される建物を正しい縮尺で表示しないと、スカイラインを超えるかといった写真の意味がなくなる。各眺望点から施設がどのような大きさに見えたとしても影響しないという表現はおかしいのではないか。建物の縮尺が守られていることは議論の土台であると思う。

(組合)

- ・撮影ポイントからの距離感は考慮していないが、背景と建物のサイズは整合している。尾高・日下が大山などの山に対し、建物はこのサイズで入ってくる。彦名町も同じで、背景と建物のサイズの関係は守られている。
- ・資料の元となるデータは、横に長いパノラマ写真の中にモンタージュで合成してあるものであるが、委員会の資料としては、各調査対象地の撮影ポイントからの距離と建物の大きさとの関係性を保とうとすると、撮影ポイントと建物との距離が遠い場合は写真の背景が判別しにくくなることから、わかりにくい資料となるため、背景と建物との関係性をよく見ていただけるようにというのが作成の趣旨である。

(彦名校区自治連合会)

- ・背景と建物の比は合っているも、撮っている位置からの大きさが違えば意味がない。

(委員)

- ・フォトモンタージュはソフトウェアで機械的に施設の合成を行ったものか。ソフトウェアなら議論の余地は無く問題ないが、もし、人が判断して行ったとなると精度に疑問が残る。

(組合)

- ・資料はコンサルタントが作成したものなので、確認する。

(委員長)

- ・景観について、彦名校区自治連合会は、納得されたか。

(彦名校区自治連合会)

- ・納得できない。

⑦用地選定委員会における公平性の確保について

(彦名校区自治連合会)

- ・尾高・日下地内が調査対象区域として候補に挙がってからも、県地区の自治連合会長が委員として加わり、用地選定委員会が開催され審議されている。候補地を含む地区の代表が選定委員に入っている時点で公平性が保たれていない。
- ・一次、二次評価と進み、令和4年12月に県地区の自治会長が連名で尾高・日下地区の候補地を米子市が組合に報告された候補地から除外してくれと米子市に要望書を提出された。

- ・組合の用地選定委員会条例の施行規則において、第4条第4項に会議の議事に利害関係を有する委員はその議事に加わることができないという規定が設けられている。利害関係が発生すると公平性が保たれないからだと思うが、12月に要望書が出された時点で、その委員には利害関係が発生したと思う。最終答申が出されるまでその委員は委員会に在籍している。第9回用地選定委員会は、西部広域がその委員への欠席を求めて欠席されたとのことだが、第8回用地選定委員会には出席して議事に加わっている。これは規則の規定に違反しており、公平性が保たれていないことから、第8回と第9回の議事は成立しないのではないかと。

(組合)

- ・当該委員は、調査対象地が構成市町村から報告される前、令和3年8月25日に開催された第1回用地選定委員会の設置時に建設候補地の地域の代表でなく米子市の自治連合会の代表として委員に就任されている。
- ・評価基準は構成市町村から報告される前に審議され概ね決定されていた。
- ・令和3年12月に構成市町村から調査対象地が報告され、令和4年7月から10月にかけて開催した第5回から第7回用地選定委員会までの間において行われた一次評価及び二次評価の審議は、客観的な評価基準に基づき行われたものであり、委員が恣意的に操作できるものではなかった。
- ・令和4年10月12日に開催した第7回用地選定委員会において、実質的に最高点となった彦名地区に加え、当該委員が関係する尾高・日下地区も最終候補地調査の対象地に選定された。
- ・当該委員は、その立場を利用して特定の場所にごみ処理施設を誘致や拒否をするような行動はなかったが、令和5年3月9日に開催された米子市議会における一般質問において、県地区の自治会長が連名で米子市に取下げの要望書が出されたことに関する質問がなされたことから、本組合は当該委員に事実確認を行ったところ、事実の確認が取れ、利害関係が明白になった。このことから、委員会条例施行規則第4条の規定に基づき、当該委員に第9回委員会の欠席を求め、当該委員は欠席された。
- ・以上のことから用地選定委員会における審議は公平性が保たれていたと考えている。

(彦名校区自治連合会)

- ・12月に要望書が出された後、組合のホームページを見ると、その委員が出席された令和5年2月24日に開催された第8回用地選定委員会では、候補地とりまとめに向けた意見交換、今後のスケジュール、公開・非公開について議論されている。
- ・第7回の用地選定委員会までは公開だが、第8回及び第9回の用地選定委員会は公開されておらず、第7回までの委員会における評価方法は点数評価であったが、第8回から相対評価に変わった。当該委員はその会議に出席されており、公平性が保たれていない。
- ・組合は、3月の市議会で初めて要望書の提出について知り、欠席を求めたということだが、普通、米子市の市民生活部に要望書が出された場合、米子市長は西部広域の管理者であり、米子市の副市長は副管理者であり、この3月まで米子市から西部広域に報告が無いというのはあり得ない。行政組織としてまかり通るとするのがわからない。

(組合)

- ・要望書の提出先は米子市であり、組合に対してのものではない。

- ・米子市に対し、米子市が組合に報告された調査対象地の中から尾高・日下の調査対象地を取下げしてほしいという内容である。
- ・また、提出された方の情報は個人情報として取り扱われるので、米子市長と組合管理者の名前は同一人物であっても団体は違うので、個人情報が団体間を行き来することは行政としてあり得ない。
- ・こういう状況から、その時点ではこちらは全く知り得ず、市議会の答弁の中でこの案件が出たことから、本人に事実を確認して欠席いただいた。

(委員長)

- ・委員から質問等あるか。

(委員)

- ・第8回及び第9回の用地選定委員会は、一次評価及び二次評価を前提とした話をされたのか。

(組合)

- ・第5回から第7回までは、一次評価及び二次評価、第8回は、最終候補地調査の結果の報告、第9回は、意見書等のとりまとめである。

(委員)

- ・第5回から第8回までの間、その委員は発言する機会や議論に参加する機会があったか。
- ・発言の影響力を知りたい。委員会の中での発言内容がわかれば影響力もわかると思う。

(組合)

- ・当該委員は出席されており、それぞれの委員が発言されている。
 次回の意見調整委員会に会議録を提出する。ただし、その会議録は要点会議録であり、委員の発言については、個人名を記載せず委員の発言として記録している。

(委員)

- ・第9回だけ欠席されたということだが、その方の発言だけでなく、影響力も考えられる。
- ・県地区の自治会長連名で要望書を出すこと自体、問題であり、公平性の部分で疑問が残る。

(委員長)

- ・組合は、第9回に参加されなかった委員が、最終候補地調査の対象地区に選定された地区の方とわかっていたのか。
- ・わかっていたとしたら、その時点でその方が参加するといけないという判断はなかったのか。

(組合)

- ・最終候補地調査の対象地区の方ということはわかっていたが、調査対象地区が選定された時点では参加されてはいけないという判断にはならなかった。

(彦名校区自治連合会)

- ・令和3年12月20日に米子市から組合に調査対象地が報告された。その後に開催された第4回用地選定委員会で評価基準書が書面評決となっており、この評決に当該委員も一票入れている。第9回を欠席されたことで正当化しても、第4回の時点からしてはいけないことが行われたと思っている。したがって我々町民は納得できない。

⑩最終候補地評価における相対的評価の妥当性

(彦名校区自治連合会)

- ・点数化しないと、最終候補地評価に恣意的なものが働くと思われる。
最終評価においては点数化が難しいということだが、一次評価及び二次評価とはあまりにやり方が違う。
また、最終評価において、一次評価・二次評価はなかったことになっている。
- ・さらに、選定過程をチェックする機関がないため、何でも自由に決められる。したがって、透明性を確保できていない。
- ・チェック機関としては、組合議会のごみ処理施設等調査特別委員会があるが、その議論が反映されていない。当初、委員会の開催日は3か月ペースで行われていた。令和5年になると10か月くらい空いて、さらにチェックがされていないことから、疑問に思っている。
- ・もう一つ、組合議会の全員協議会、膨大な資料を議論して細部にわたって資料を見るような時間はない。選定委員会だけで物事が進んでいる。まともな会社なら社内監査役や外部監査を雇って物事を進めていく。
- ・30年から40年にわたって稼働する施設についての選定において、チェックする機関が無いのは疑問である。

(組合)

- ・一次評価及び二次評価を点数評価としたのは、構成市町村から報告される調査対象地の数が不明であったため、最終候補地調査の対象地を評価するには順位付けが必要であったためである。
- ・最終候補地評価を相対評価とした理由は、最終候補地が二か所であり、優位性を判定するには各項目の比較で足りるためであった。
- ・また、第2回用地選定委員会において、評価項目の重み付けをしないことが決まっており、相対評価とされたものである。重み付けをしない理由は、配点の根拠づけが困難であること、他の自治体においても重みを付けた配点を採用する事例が少ないことである。
- ・選定過程のチェック機関がなく透明性が確保されていないという意見に対しては、以下の理由から選定過程の透明性は確保されていると考えている。
- ・まず、用地選定委員会は、組合職員で構成する内部調査委員会と異なり、学識経験者などの中立性が確保された第三者委員会であり、客観的かつ合理的に専門的視点から審議されたものであること。
- ・そして、用地選定委員会は、組合情報公開条例第7条各項の非公開事項について、会議や審議の際、公開することで支障が生じると認められる場合を除き公開していること。
- ・さらに、会議内容については条例に基づき適切に情報公開していること。
- ・また、選定委員会の審議結果については議会に報告し、質問等にも答えていること。
- ・組合議会のごみ処理施設等調査特別委員会は、ごみ処理施設広域化に関する審議・調査などを行うため議決により設置された特別委員会である。
- ・議会には、地方公共団体の長などの執行機関の事務(用地選定委員会に対しても)について独自に調査を行う権限がある。その他にも執行機関に対しては検査権等の権限があるが、用地選定委員会は執行権を持たない附属機関であり、執行機関ではないことから直接的に権限は及ばない。

(委員長)

- ・ 相対評価の妥当性について質疑等あるか。

(彦名校区自治連合会)

- ・ 用地選定委員会には、議会の権限が及ばないのに、長時間審議しているのは何のためかわからない。
- ・ この選定委員会が独自に何でもできるというのは納得できない。組織外の者がチェックしていかなければ正しいものが導き出せない。
- ・ 相対評価においても基準が必要だと思う。そのことが非常に不満である。
- ・ ほとんど差がないのに優劣をつけて、そのようなことで巨大なプロジェクトを決めても良いのかという疑問はあるが、絶対評価から相対評価にしたことは理解できたので、最終候補地評価の結果が重要ということになる。

⑤最終候補地評価における交通量に関する評価結果の妥当性について

(委員長)

- ・ 前回、彦名校区自治連合会からご意見を頂いて終了となっており、追加説明が無ければ、組合から見解の説明をお願いします。(追加説明なし)

(組合)

- ・ 最終候補地調査の目的の一つは、優位性を判定すること。
- ・ 本調査は、用地選定前の地元説明で各地区から周辺の交通への影響を懸念する声があり追加したもので、搬入ルートによって主要道路や時間帯により台数に偏りが想定され、各市町村から施設配置案の搬入ルートを提出していただき詳細に調査した。
- ・ その最終候補地調査の結果は、地元説明会等で説明したとおり。
- ・ 前回(第3回)意見調整委員会で、施設付近だけでなく、米子市街地の主要渋滞箇所も影響を受けるのではないかと意見を頂いたが、交通量の調査範囲は、搬入車両の多くなる施設周辺の幹線道路としており、米子市街地の主要渋滞箇所は調査範囲ではなかった。
- ・ そこで、市街地の主要渋滞箇所への影響について、彦名地区、尾高・日下地区に搬入する場合における現状との比較を試算した。
- ・ その結果、米子市街地の主要渋滞エリアを通過する運搬車両の1日当たりの増加台数は、彦名町地内へ搬入する場合は56台、尾高日下地区の場合は34台、その差が22台ということで、尾高・日下へ搬入するほうが優位となった。
- ・ 一方、限られたルートを通る運搬車両の台数の比較ということで別角度から検証した。米子市の地形は日野川で東西に隔てられており、往来は橋梁を渡るルートに限られる。橋梁は渋滞エリアに隣接、または近接しており、車両の集中で渋滞エリアへの影響が懸念されるため、双方に搬入する場合の通過台数を比較した。
- ・ その結果、彦名へ搬入する場合は15台の増加、尾高・日下へ搬入する場合は148台増加すると予測されることから橋を通る車両が集中することにより主要渋滞箇所への影響が考えられ、この観点からは彦名町が優位だと考えられた。
- ・ 前回(第3回)意見調整委員会で、混雑度1とはどのような状態か、超えるとどうなるのかと

の質問を頂いた。

- ・混雑度は、現在の道路の交通状況进行评估する指標の一つで道路交通容量に対する実際の交通量の比で表され、数字が大きくなれば混雑する可能性が大きくなるというもの。この数値が1を超える時は、昼12時間のうち道路が混雑する時間帯があるということ。
混雑度1.0とは、ピーク時において連続して車列ができるが、のろのろすることなく走行することができ、平常時は、走行車両の間隔が大きくスムーズに走ることができる状態である。併せて混雑度0.5及び1.5の状態を資料に載せている。
- ・最終候補地調査については、朝方、夕方の通勤時間帯など時間帯ごとに混雑度を算出し、渋滞予測を行った。
- ・その結果、尾高・日下は、全9区間の混雑度は0.38から1.06で、一か所1.0を超える区間があると予測された。また、現状で時間帯別混雑状況は1.0を超える区間が4路線あった。通行車両の増加により1を超えると予測された区間も2か所あった。
- ・彦名町は全4区間の混雑度が0.39から0.49の範囲で、現状1を超える路線と時間帯、1を超えると予想される路線と時間帯はなかった。
- ・この結果、彦名町に優位性があると判定されたものである。

(彦名校区自治連合会)

- ・混雑度が0.38から1.06といっても、ほぼ信号がないので、混雑することはまずないと思う。渋滞するとすれば県道159号線、8時から9時で1.49、運搬車両が増えることで1.50になるという説明があったが、1時間だけを抜き出しても混雑度は測れない。12時間で比べてみるのがふさわしいのでは。12時間の数値で見るとほぼ問題になるような数値にはなっていないと思う。支障がないもの同士を比べても、意味がない。
- ・橋の数も限られているので、橋付近に車が集中して渋滞が懸念されることについて、台数で示されても混雑度はわからない。192台増えても片側2車線なら混雑度は低いかもしれない。
- ・このボトルネックになった橋のところ、午前・午後に分かれるかどちらかに集中するか、各市町村に聞いて想定した台数の報告を求め、示せるなら混雑度を出してもらいたい。

(委員長)

- ・現状から運搬車両の台数が増えることが分かった。混雑度は示せるか。

(組合)

- ・幹線道路の通行台数や交通容量がわかっているので、混雑度は算出できる。

(彦名校区自治連合会)

- ・交通量の問題だけでなく、交通事故を防止する措置をお願いしたい。

(組合)

- ・前回(第3回)意見調整委員会において、彦名校区自治連合会から、松江市、出雲市、倉吉、鳥取は、山間部に一般廃棄物処理施設を設置されているが、その理由を考慮されたかとの質問をいただいた。
- ・建設候補地の選定手法は、国の定める法令や指針などはなく、設置主体によって旧施設の隣接地、地理的に圏域の中心、用地選定の結果を踏まえたもの、それぞれの事情により決められている。

- ・東部広域、中部ふるさと連合、松江市、出雲市の焼却施設は、ご指摘のとおり、全て山間部に立地しているが、他県においては、臨海部の埋め立て地などの平地に立地している例も多くある。

(彦名校区自治連合会)

- ・迷惑施設ではないと市長をはじめ組合も言われるが、少なくとも尾高・日下、彦名町ともに歓迎される施設ではないと思っている。先進地の事例を参考に議論を進めてもらいたい。

整理番号⑥最終候補地評価における文化財に関する評価の必要性

(彦名校区自治連合会)

- ・一次評価で文化財のことについて点数評価がされ、彦名町、尾高・日下両方とも文化財の包蔵地ではないということで、同じ評価だった。
- ・しかし、突然、最終候補地評価の項目に文化財が加えられたことがあまりにも不自然である。

(組合)

- ・文化財に関する評価は、鳥取県環境評価条例に規定される重要な項目の1つであり、一次評価が行われる前に開催された第4回用地選定委員会の時点で、最終候補地調査の項目に入っていた。また、埋蔵文化財は、施設整備にあたり影響を及ぼすことが想定されるものである。
- ・一次評価では、双方とも史跡、名勝、天然記念物は存在しない。また、文化財包蔵地でないということであった。
- ・しかし、最終候補地調査において、米子市の担当課に照会したところ、尾高・日下地区の建設候補地は、隣接地に遺跡・埋蔵文化財が確認されていることから、事前調査が必要であるとのことであった。一方、彦名町には遺跡・埋蔵文化財は確認されていない。
- ・その結果、尾高・日下地内の候補地においては、埋蔵文化財調査の想定期間として、最長で、現地調査期間32か月、報告書作成期間24か月を要するとのことであり、彦名町に優位性があるとの評価になったものである。
- ・彦名校区自治連合会の意見の中に記載されている第6回用地選定委員会の議事「埋蔵文化財の調査については用地選定の段階では困難と考える」については、選定委員の意見ではなく、事務局の発言である。
- ・埋蔵文化財の調査の手法については、まず予備調査により本格的な調査がどの程度必要になるか範囲も調べてから本調査をする。予備調査は大規模な調査ではなく、本調査で地表面の泥をよけて遺跡等の調査をする。発言の中にある「用地選定段階では困難」というのは、本格的な調査が困難であると説明したものである。
- ・最終候補地調査では、調査の必要性和期間を米子市の担当課に問合わせを行うという調査手法をとった。

(彦名校区自治連合会)

- ・インターネットで調べたが、奈良文化財研究所の文化財総覧という資料の中に、圃場整備の区域に1か所だけ尾高御建山という集落遺跡が載っている。尾高・日下の候補地は、資料の写真からわかるように圃場整備が行われている。ということはここでも調査が行われたと推測する。市か県か管轄は調べてないが、圃場整備にあたり、仮に埋蔵文化財の調査は行われているのなら調査の必要はないのではないか。それでも近接地に遺跡があるからといって調査が必要だと

ということになるのか。

(組合)

- ・尾高・日下地区の建設候補地における埋蔵文化財調査の実施状況について、米子市の担当課に再度、確認し、次回の委員会で回答する。

⑨UPZの評価の必要性、⑩最終候補地評価における防災面の評価

(委員長)

- ・時間の関係で整理番号⑨と⑩は次回に回すが、現状で次回の委員会に組合から出してほしい補足資料はあるか。

(彦名校区自治連合会)

- ・UPZの取り扱いは第2回用地選定委員会の議題に挙がっていたが、会議録に記載が無く、議論した形跡がないので、それを出していただきたい。

(組合)

- ・第2回用地選定委員会の会議録を提出する。

(彦名校区自治連合会)

- ・防災の関係の資料を配布したいがよいか。(許可)

(委員長)

- ・次回、その防災の資料について説明をお願いします。
- ・他に無ければ、本日はここまでとさせていただきたい。

(2) 次回委員会の会議の公開・非公開について

(委員長)

- ・次回委員会の公開・非公開について決めさせていただく。

回りの前半の審議の部分は、引き続き本日と同様な議論となるので、非公開情報に該当するような事項はないと思うので公開とし、後半は、情報公開条例第7条第5項に該当、組合の機関内部または相互間における審議に関する情報に該当すると思うので、非公開にさせていただこうと思う。委員の先生方よろしいか。

(委員)

- ・異議なし。

(委員長)

- ・前半は公開、後半は非公開とする。

4 その他

(事務局)

- ・次回の委員会の開催については、2/26 午前9時30分から米子コンベンションセンター3階第2会議室で開催する予定。

5 閉会

(事務局)

- ・以上で、第4回鳥取県西部広域行政管理組合一般廃棄物処理施設意見調整委員会を閉会する。